

龍谷大学 国際交流会館・留学生寮 利用規則

この利用規則は、龍谷大学の国際交流会館・留学生寮に入居する人が、必ず守らなければならないものです。

これらの施設には、生活習慣や文化背景が異なる、様々な国籍の学生たちが、共に生活しています。

お互いのプライバシーを尊重し、他の人の事に思いやりを持って、快適な大学生活を送ってください。

You,
Unlimited



入寮手続き

①入居日を決め、入居日の2週間前までに、学生情報センター（NASIC）【※】へ連絡してください。

【※】学生情報センター（NASIC）は龍谷大学が管理運営業務を委託している会社です。

②「誓約書」の全ての確認事項に同意の上、自筆でサインし、NASICへ提出してください。

③初回納入金

◎りゅうこく国際ハウス、ともいき国際ハウス、大宮荘の入居者

保証金と<初回分>使用料（寮費、光熱水費）を、NASICの窓口で、現金で納入してください。

④保証金

保証金は、退寮時に返金します。ただし、寮費を滞納している場合や、備品などの紛失、居室・共用施設を汚損して、賠償していない場合は、その必要経費を保証金から差し引きます。

万一、金額が足りない場合は、追加徴収します。

⑤銀行口座の開設と使用料の自動引き落とし

使用料（寮費、光熱水費）は、毎月決まった日に、銀行口座から自動引き落としとなります。

口座登録をしてください。

◎りゅうこく国際ハウス、ともいき国際ハウス、大宮荘の入居者：指定銀行はありません

毎月6日（銀行休業日の場合はその翌日）に、使用料（当月分の寮費と光熱水費）を、あなたの銀行口座から、自動引き落としします。

⑥入寮当日

留学生寮学生生活アドバイザー（寮チューター）【※】もしくは、管理人が施設の案内をします。

【※】寮チューターは、みなさんの寮生活、日本での生活をサポートするために、一緒に寮に住んでいる龍谷大学の学生（留学生以外）です。寮生活を送る上で、何か困ったことがあれば寮チューター、グローバル教育推進センター事務部に相談してください。

使用料(寮費、光熱水費)の計算方法

- ①当該月の居住期間が15日未満(1日～14日)の場合は、日割りで計算します。15日以上居住する場合は、1ヶ月分とします。

<例>「りゅうこく国際ハウス」に、8日間 居住した場合

(留学生：1ヶ月の使用料 35,000 円〈寮費 25,000 円、光熱水費 10,000 円〉)

↓

$35,000 \text{ 円} \div 30 \text{ 日} \times 8 \text{ 日} = 9,333.3333 \text{ 円}$ 使用料は、9,333 円となります。

(計算方法：月額使用料÷30(日)×居住日数とする。ただし、1円未満は切り捨てる)

入居者の入替時期の規則について

- ①入居者の入替時期である、3月と8月は、それぞれ3月20日、8月20日までに退寮しなければなりません。**その日が土日祝にあたる場合は、その前日になります**。この場合の使用料についても、前述の「使用料(寮費、光熱水費)の計算方法」により算出されます。
- ②いったん納入された寮費は、特別の事情がある場合を除き、返金できません。退寮を希望する場合は、退寮日の1ヶ月前までに申し出なければなりません。

入居期間について

- ①入居は1年契約です。
- ②入居希望者が少ない場合には、最大で2年間入居できる可能性があります。
- ③施設によって入居可能な期間が決まっていますので、同じ施設に入居できない場合があります。
- ④2年目以降の入居を希望する場合は、改めて入居の申込が必要です。
- ⑤2年目以降の入居が許可された場合は、新たな契約となり、入居の応募状況により、半年契約または1年契約となります。
- ⑥各施設の入居可能な最長期間は以下のとおりです。
※応募状況により、半年、1年半などの場合もあります。

※りゅうこく国際ハウス、ともいき国際ハウス：1年間（最長）

大宮荘、向島学生センター：2年間（最長）

※りゅうこく国際ハウスまたはともいき国際ハウスに入居した場合の例

りゅうこく／ともいき国際ハウス（1年間）＋ その他の留学生寮（1年間）

りゅうこく／ともいき国際ハウス（1年間）＋ 民間アパート（2年間）＋その他の留学生寮（1年間）

退寮手続き

①『居住意志アンケート』（6月と11月頃に実施）を必ず定められた期限までに、寮のチューターに提出してください。この時、退寮を希望する人は、併せて「退寮届」も一緒にチューターに提出してください。

②少なくとも退寮する1ヶ月前には、チューターに連絡をしてください。

③退寮前には、部屋をきれいに掃除し、荷物は全て撤去してください。

④退寮当日：チューターの立ち会いのもと、部屋のチェックを行います。

⑤退寮当日までの電気代の支払いと部屋の使用状況が確認され次第、保証金を返金します。

●以下のいずれかに該当する場合は、退寮しなければなりません

◎龍谷大学の学生としての身分がなくなったとき

◎入居期間が満了したとき

◎継続入居が認められなかったとき

◎寮生活が続けることが不相当であると大学が判断したとき

◎寮の使用料の滞納額や損害賠償が保証金を上回ったとき

◎寮規則に違反したとき

◎大学の指示や命令に故意に従わなかったとき

◎寮の使用料を支払わないとき

◎義務を果たさないとき

●中途退寮

自分の都合で、入居期間の途中で退寮したい場合は、少なくとも退寮の1ヶ月前にはNASICに連絡をしてください。

※土日に退寮することは避けてください

寮生活のルールについて

以下のルールを必ず守ってください。

- ①寮内の施設を改変したり、誤った使用をしないこと
- ②寮内で営利行為、政治活動をしないこと
- ③寮内の備品を持ち出さないこと
- ④定められた場所以外での火気の使用をしないこと
- ⑤規則正しい生活をし、風紀をみださないこと
- ⑥寮近辺の住民や他の寮生に迷惑となるような行為はしないこと（騒音・けんか・ゴミの放置など）
- ⑦居室・共用施設の清掃、保健衛生につとめること
- ⑧火災・災難その他問題が起こったときは、ただちに報告すること

●同居の禁止

単身部屋に入居された方は、誰とも同居できません。

●宿泊の禁止

友人や親であっても寮に泊めることはできません。遅くとも、午前 12 時までには寮を出てもらうようにしてください。

●喫煙について

部屋の中ではもちろん、寮の敷地内でも絶対にたばこを吸わないでください。

●外泊について

短期旅行や一時帰国の際には、グローバル教育推進センター事務局から連絡が取れるように、最低 1 週間前には『外泊届』に

記入し、生活アドバイザーに渡すか、グローバル教育推進センター事務局に提出してください。

●自転車・バイク置き場の使用

自転車・バイクを寮の駐輪場にとめる時は、必ず龍谷大学の印のついたシールを貼ってください。シールは管理人さんと生活アドバイザーが持っています。また、退寮するときには、自転車を放置しないでください。盗難にあった場合は、大学は関知しません。交番に届け出てください。

●ペットについて

寮内では、ペットの飼育・所有は禁止されています。どのような理由があってもペットを飼うことはできません。

●メールボックスについて

各自の名前を書いて鍵をかけるようにしてください。1 日 1 回はメールボックスを確認してください。

**※上記の規則の他にも、寮ごとにルールがありますので必ず守ってください。
守れない場合は、強制退寮の対象となることがあります。**